

ヨークベニマル佐沼店の届出概要について
(法第6条第2項 変更)

資料3

- 1 届出者 株式会社ヨークベニマル
- 2 届出日 令和3年6月21日
- 3 店舗の名称 ヨークベニマル佐沼店
- 4 店舗設置者 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫
福島県郡山市谷島町5番42号
- 5 店舗所在地 登米市迫町佐沼字中江二丁目4番2号
- 6 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 2,690㎡
(変更後) 3,150㎡
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 258台
(変更後) 126台 (指針による必要台数: 126台)
 - (3) 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 61台
(変更後) 50台 (指針による必要台数: 90台)
 - (4) 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) 138㎡
(変更後) 151.2㎡
 - (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 13.8㎡
(変更後) 10㎡(指針による必要容量: 9.8㎡)
 - (6) 駐車場の自動車の出入口の位置
 - (7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前6時30分から午後8時30分まで
(変更後) 午前6時から午後10時まで
- 7 変更する年月日 令和4年2月22日
- 8 事務手続き等
 - ・公告年月日: 令和3年7月7日
 - ・縦覧期間: 公告の日から令和3年11月8日まで(公告の日から4か月)
 - ・地元説明会: 新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催不能として整理。
代替の周知方法: 新聞折り込みチラシ及び計画地での掲示
 - ・市町村等からの意見書提出期限: 令和3年11月8日(公告の日から4か月以内)
 - ・県の意見の通知期限: 令和4年2月21日(届出から8か月以内)

変更に関するもの以外の事項

1 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| (1) 開店時刻及び閉店時刻 | 午前 9 時から午後 1 1 時まで |
| (2) 駐車場利用時間帯 | 午前 8 時 3 0 分から午後 1 1 時 1 5 分まで |
| (3) 駐車場の出入口の数 | 3 箇所 |